

長崎市

地域コミュニティ推進室



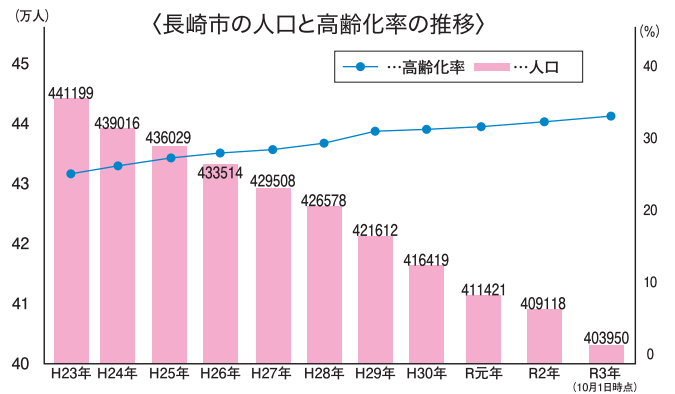
取組の背景と経緯

〈地域の特色〉

九州の西端、長崎県の南部に位置する長崎市は、江戸時代は西洋に開かれた唯一の貿易・文化の窓口として、近代以降は海運国日本を支える造船業を主として栄え、国際社会の中で重要な役割を果たしてきました。平成17年～平成18年の計7町との合併で市域が広がり、豊かな自然や文化など新たな地域資源が加わりました。さらに、二つの世界文化遺産の登録で「長崎」としての価値が高まり、出島メッセ長崎（MICE施設）も開業するなど交流人口のさらなる拡大や雇用創出も期待されています。現在は、新幹線、市役所新庁舎、新長崎駅ビル、スタジアムシティ、松が枝埠頭（ふとう）2バース化など「100年に一度」の大きなプロジェクトが同時進行しており、都市の姿が大きく変容する節目を迎えています。

〈人口動態〉

長崎市は人口減少のスピードが他の県庁所在地と比べて早く、昭和60年を過ぎた頃から減少傾向が続いています。令和3年10月1日時点の人口は40万3950人。人口全体に占める65歳以上の高齢者の割合（高齢化率）は33.0%となっており、このまま推移すれば23年後に人口が31万人まで減少すると推計されています。また、平成元年に90%を越えていた自治会の加入率は、平成28年に70%を下回り、地域活動への参加者の減少、地域団体の役員の担い手不足なども顕在化しつつあります。こうした現状を受け、市はおおむね小学校区単位で、自治会をはじめとした地域団体の連携を強めた新たな組織「地域コミュニティ連絡協議会」の設置を促しながら未来につなげる体制づくりを進めています。



世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産」の構成資産、「端島炭坑」＝長崎市



世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産、「大浦天主堂」＝長崎市南山手町 ※写真掲載については長崎大司教区の許可をいただいております

POINT

- ・世界遺産登録で交流人口増加に期待
- ・JR長崎駅周辺の再開発など進行中
- ・長崎市の高齢化率は33.0%
- ・自治会の加入率が70%を下回る

市町における位置付け

長崎市は平成23年に市長の重点プロジェクトとして「地域コミュニティのしくみづくりプロジェクト」を開始しており、地域の各種団体が連携して一体的に地域運営を行う「地域コミュニティ連絡協議会」の設立を提案し、人・拠点・資金の三つの視点で支援しています。協議会設立に向けた地域説明会を平成28年に市内10カ所、平成29年に市内17カ所と、69の小学校区で実施し、平成30年度には6地区においてモデル事業を実施しました。令和3年12月時点で、協議会を設立しているのは21地区、加えて19地区は準備委員会を設立しています。

平成27年12月に施行された「長崎市よかまちづくり基本条例」では、まちづくりの基本理念や「情報共有」、「参画」、「協働」の3つの基本原則が定められています。その基本条例の趣旨に則り平成31年3月に施行された「長崎市地域におけるまちづくりの推進に関する条例」で、住

地域コミュニティ連絡協議会	
範囲	おおむね現行の小学校区または連合自治会（統廃合前の小学校区を基礎とするもの）の区域等
構成	自治会をはじめとする地域のさまざまな団体で構成
活動内容	地域の皆さんで話し合って策定した「まちづくり計画※」に基づく活動

※地域の将来像、課題及び課題解決のための取り組みを記載した地区独自の長期的な計画

民・協議会・市の役割、市の協議会に対する支援、協議会の認定要件などが明記され、令和元年に地域コミュニティ推進交付金制度がスタートしました。令和3年3月には、安定的かつ持続可能な地域におけるまちづくりをさらに進めていくために目指す姿や市の支援策などを示した「長崎市地域まちづくり計画」を策定しました。

POINT

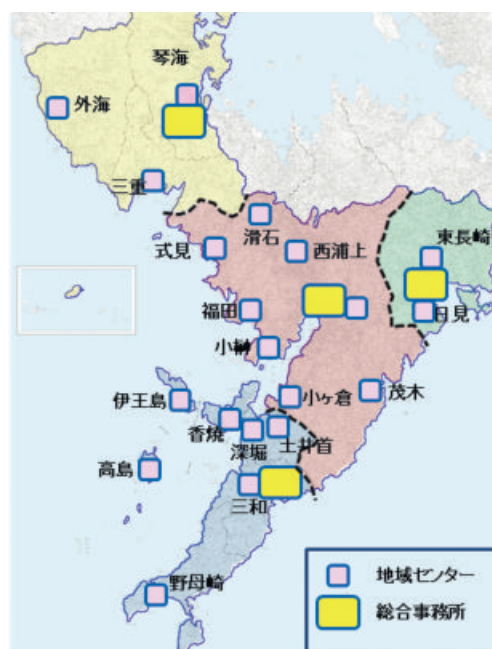
- ・令和元年度から本格実施
- ・協議会設立済みは21地区

行政の支援

〈人的支援〉

長崎市では、将来に向けて地域の力を集める「地域コミュニティのしくみづくり」と、行政がしっかりと地域に寄り添った支援をする「行政サテライト機能再編成」を進め、「地域を支えるしくみ」を構築しました。行政サテライト機能再編成では、4カ所の総合事務所と20カ所の地域センターを設置。それぞれに、地域の困り事の解決や、地域と関係機関をつなぐ役割を担う「まちづくり支援職員」を配置して地域の特性に応じた支援を行っています。

まちづくり支援職員については、会議の進行や参加者の意見をうまく引き出す方法を学ぶ「ファシリテーション研修」など、様々な職員研修を行い、協議会の設立・運営支援に必要なスキルやノウハウの習得に努め、まちづくり支援担当部署をはじめ庁内の関係部署とも情報共有・連携しながら地域の支援を行っています。



地域センター・総合事務所の配置図

また、協議会設立の際は、話し合いの場づくりや話し合いの場を通したリーダーの発掘や育成、まちづくり計画の作成等の支援を行い、協議会の継続的な運営に向けての講座や情報交換会も開いています。

〈拠点の支援〉

地域コミュニティ連絡協議会の拠点は、基本的に市内の各ふれあいセンターや地区公民館などの公共施設を活用していますが、民間施設を借用したり、自治会所有の建物を利用したりしている地区もあります。ただ、協議会は各小学校区ごとにあるため、拠点の確保が難しいケースもあります。ある隣接する二つの協議会は、中学校区にあるふれあいセンターの利用を想定していましたが、センター内に事務局を置く際に、机やパソコン、プリンターなど備品を置くスペースがなかったため、場所の確保が課題でした。市が調整した結果、ふれあいセンターに隣接する市所有の建物の空きスペースに、いずれも事務局を置くことになりました。今後も活用できる公共施設がないか情報を集めながら総合事務所、地域センターと連携して協議会の拠点の確保に努めています。

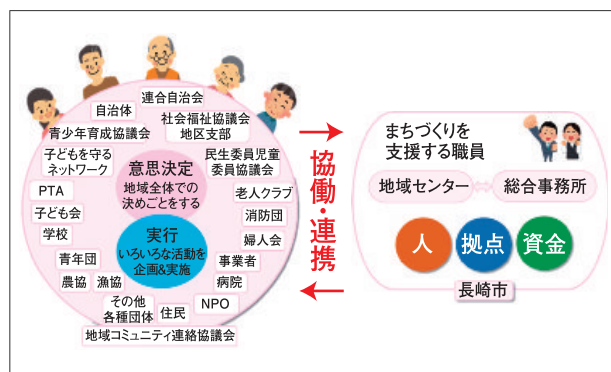
〈財政的支援〉

令和元年から協議会が主催となり、まちづくり計画に基づく地域の課題解決を図る事業を対象に「地域コミュニティ推進交付金」制度をスタートしました。交付金の財源は「地域振興基金」を活用しており、令和元年度に約2800万円、令和2年度に約3700万円を交付しています。上限額は各地区一律の基礎割(50万円)と人口加算割(人口×400円)の合計額で、地区ごとに毎年度、事業計画書と予算書を申請してもらいます。運営費は、交付金の上限額の2分の1までと定めています。

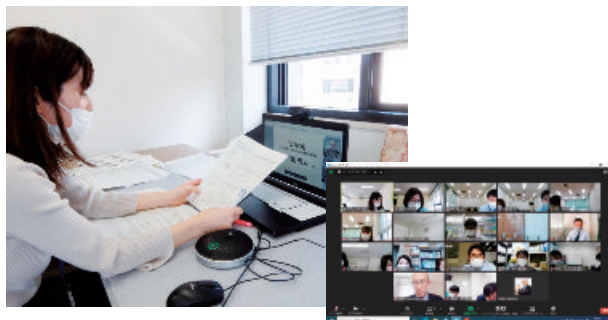
交付金の活用例として「ボランティア募集のチラシ」や「自治会加入促進のパンフレット」の作成、地区の祭り、防災訓練、パトロール活動、住民ニーズの把握を行う全世帯アンケートの調査・集計・配布、広報誌の作成などの事業と事務局や拠点などの運営があります。公金の性質上、懇親会費やイベントの景品などへの使用はできません。交付金を活用して事務局の担当者を地域から雇用している協議会もあります。

〈自走に向けての支援〉

地域の祭りや高齢者ふれあいサロン、地域の力



地域コミュニティの新しい仕組み



オンラインで実施した職員研修の様子＝令和3年3月、長崎市役所



継続的な運営を応援する「わがまちみらいマネジメント講座」＝令和3年9月、長崎市消防局

POINT

- ・「まちづくり支援職員」を24カ所に配置
- ・協議会の拠点は主に公共施設を活用
- ・交付金で事務局担当者を地域から雇用も
- ・自走に向け勉強会等を通して支援

リーダーづくりなど各地区で様々な取組が行われていますが、地域活性化のためのイベントや高齢者サロンなど福祉的な要素が多く、協議会が自ら経費を賄えるような活動を展開するまでには至っていません。将来的には、自主財源の確保にもつながるよう、講座や専門家を招いての勉強会を開催する等、運営支援をしていきます。

今後の課題と展望

現在、地域コミュニティ連絡協議会を設立した地区は21地区、準備委員会を設立した地区が19地区です。コロナ禍で会合が開けずに計画通りに進まなかったこともあります。今後は残りの40地区での設立を目指しています。協議会の立ち上げは、地域住民同士のつながりが強い地区の方がスムーズに進む一方で、既に地域自治が機能している地区は、その必要性を感じていない場合もあります。市としては、人口減少がさらに進む10年後、20年後の将来に備えて、今のうちに協議会を設立・運営できるよう丁寧な説明を重ね、話し合いの場の提供に努めなければなりません。

また、市職員のスキルアップ研修も必要不可欠です。人事異動で担当が変わった場合でも市の理念や考えを継承し、地域に伝えていく必要があります。協議会設立支援において、地域の実情に合わせて寄り添った支援ができるよう、ファ



第1回明日の大浦をみんなで考える会の様子＝令和3年7月、長崎市内

シリテーター役を外部に委託せず、職員が担っています。これからも地域の様々な世代や立場の方が同じ目線で話し合える場を提供できるよう地域センター・総合事務所と連携、協力して取り組みます。協議会の設立自体がゴールではありません。災害などいざという時に地域で支え合える持続可能な体制づくりに向けて協議会の運営についても支援を続けます。

POINT

- ・市内全域での協議会設立を目指す
- ・市職員のスキルアップ研修

INTERVIEW

地域との信頼関係が基盤に

平成28年から市長とともに、市内を巡回して地域コミュニティのしくみについての説明会を実施してきました。まずは人口減少、少子化高齢化という国全体が抱えている構造的な問題を地域住民の方々に理解していただけるよう丁寧に説明を重ねてきました。連合自治会や青少年育成協議会など既存の団体がある中、新たな協議会設立の必要性についてなかなか理解を得られなかったこともありましたが、担



企画財政部地域コミュニティ推進室 室長

福田 直美さん

当職員が普段から地域のイベントや会合などに何度も足を運び、信頼関係を構築することで、徐々に取組を浸透させることができたと感じています。協議会の体制があったからこそ、新型コロナワクチン接種で高齢者のWeb予約サポートなどの緊急対応ができた地区もありました。いざという時の協力体制が市内全域に根付けば、もっと暮らしやすい長崎市になると信じています。

まとめ

- ① 令和元年度から本格実施
- ② 令和3年12月時点で協議会設立済みは21地区
- ③ 市内全域での協議会設立を目指す
- ④ 「まちづくり支援職員」を計24カ所に配置
- ⑤ 拠点は主に公共施設を活用
- ⑥ 交付金で地域の事務局担当を雇用も
- ⑦ 市職員のスキルアップ研修